

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について ——就学行動の動態分析——

田 原 宏 人

I. はじめに

わが国における公教育制度の確立期については、明治20年代から同30年代にかけての時期ということで、大方の一致をみているように思われる。教育制度面の法制的整備と就学率の飛躍的上昇がその指標として挙げられ、また日本資本主義ならびに天皇制国家体制の一応の完成がその背景として指摘されてきている¹⁾。本稿もまたこの時期を取り扱う。

現代における支配的な教育形態は公教育であり、とりわけ学校教育である。それは、子どもが学校へ通う、ないしは親が子どもを学校に通わせるという行為、すなわち就学行動が、国民的レベルで普遍的に成立しているという実体をともなっていなければ、実在しているということはできまい。したがって、この実体が存立する根拠を明らかにすることが肝要である、と考える。

ところで、当時の就学行動とそれを規定する諸要因にかんしては、すでに1960年代に安川寿之輔が貴重な先行研究を残している²⁾。安川が統計的手法を駆使して導き出した結論は次のようなものである。

- (1) 農業における商品生産の発展は、経済的要因としても、また教育意識のうえにおいても、就学の促進的要因をなした。
- (2) 寄生地主制は、経済的要因と民衆（小作農）の教育意識の両側面において、就学の抑制的要因として作用した。
- (3) 工業における資本制生産の発達は、就学率上昇の基本的テコであるが、同時に、都市雇労労働者の集積と工場労働児童の出現を必然化することによって、一面において、あらたな就学の抑制的要因を形成した。
- (4) 小学校授業料の徴収策は、基本的には、就学の抑制的要因ではなく、したがって小学校の授業料徴収の廃止の措置も、就学を促進する基本的あるいは有力な要因とはならない。
- (5) わが国義務教育における就学率の急激な上昇は、資本主義的生産力の一定の発展を前提としながらも、

その生産力の発展にもかかわらず、民衆の生活水準とよりよき生活への道が不当に抑圧されていたからこそ可能になったのであるというパラドクシカルな関係によって、理解されなければならない。

これは、従来の諸研究に内在していた「社会経済史的分析の欠如ないしは不十分さ」に起因する「教育行政的偏向・教育政策的偏向」という傾向性にたいする批判意識をモティーフとして得られたものである。以後、上記の安川説は、概ね受容されてきているが、しかし論点(4)にかんしては必ずしもそうではない。近年、各地で相次いで刊行された地域教育史の叙述は、授業料の低減もしくは廃止が就学行動を促進したか否かについて見方が分かれている³⁾。また、授業料廃止と就学行動との積極的関連性を論じた研究論文も、依然としてある⁴⁾。ところが、これらはいずれも、安川説に言及していない。

そもそも、授業料負担の軽減あるいは無償化によって就学行動が促進されたという認識は、「教育政策的偏向」の典型として、安川の批判のポイントであり、しかもその批判は、他の四つの論点と有機的に結びつけられているものである。したがって、授業料と就学行動とのなんらかの積極的な関連性を論じるためには、少なくとも、統計的な反証と、五つの論点の有機的構成についての代案を準備しておく必要があるだろう。

「就学を規制する基本的要因は、あくまで社会経済的な条件とそれにともなう教育意識の成長度であり、教育施策は、この社会経済的要因に基本的に規制されながら、一定の範囲独自（『歴史における偶然性』）の役割をはたすのである⁵⁾」と、安川は述べる。本稿は、この「独自の役割」を究明すべく、安川説を再吟味し、社会経済的基礎、制度政策的要素、民衆の教育像の相互関係についての一つの仮説を提出することを課題とするものである。

II. 統計的処理

II-1. 項目とその算出方法

① 就学率

就学率を求める方法についてはいくつかあり、その代

表的なものは、「文部省年報」等にみられるもの（表面的就学率）と、安川による「実質的就学率」である。

$$\text{表面的就学率} = \frac{\text{現在就学児童数} + \text{卒業児童数}}{\text{学齢児童数}} \times 100$$

$$\text{実質的就学率} = \text{表面的就学率} \times \text{出席率}$$

$$[\text{出席率} = \frac{\text{日々出席生徒平均数}}{\text{現在就学児童数}} \times 100]$$

「実質的就学率」は、出席状況をも考慮に入れている点で、「表面的就学率」よりも実態に近いが、しかし、就学者中に卒業児童も含んでいるという難点をもっている。ここで究明したいのは、いまだ就学義務を終えていない者たちが、どのような条件のもとでいかなる理由をもって就学し、あるいは就学しなかったのかということである。それゆえ、卒業児童のストックの多少によってその数値に変化の生じることがないようにしたい。したがって、下掲の方法によって算出した数値を就学率として用いることにする。なお、比較対照される項目が公立尋常小学校授業料の場合には就学率(A)を、その他の場合には就学率(B)を用いる。

② 授業料

「文部省年報」に掲げられているのは、授業料を支払っている生徒の平均月額、授業料不徴収校の生徒数、徴収における全額免除生徒数であり、尋常科のみの授業料総額を知ることはできない。そこで、下掲の方法により、公立尋常科現在就学の全生徒を対象とした場合の平均月額を求め、授業料とした。

③ 不就学者減少率

就学率という相対比による変動状況の把握とは別に、絶対数の変動をみるために算出した。

④ 授業料増加率

②の方法によって算出した1895年から1899年にかけての授業料の増加率。他府県との比較ではなく、同一府県における時系列的な変動をみるために算出した。

以上の各数値の算出方法を示す。

$$A = \frac{a}{b - c} \times 100$$

$$B = \frac{a}{b - c} \times 100$$

$$T_i = \frac{r(p - q)}{p}$$

$$D = \frac{d_1 - d_2}{d_1} \times 100$$

$$T_i = \frac{T_1 - T_2}{T_1} \times 100$$

A : 就学率(A) (%)

B : 就学率(B) (%)

T : 授業料 (円)

D : 不就学者減少率 (%)

T_i : 授業料増加率 (%)

a : 公立尋常小学科日々出席生徒平均数

a : 寻常小学科日々出席生徒平均数(含私立)

b : 学齢児童数

c : 学齢児童のうち就学義務を終えた児童数

d : 不就学の学齢児童数

p : 公立尋常小学科現在就学生徒数

q : 授業料不徴収学校の生徒と授業料全額免除生徒の合計数

r : 徴収される授業料の平均月額

*添数字1, 2は、それぞれ1895年度、1899年度の数値であることを示す。

*いずれも各年度『文部省年報』の資料を用いた。

⑤ 小作地率

全耕地面積に占める小作面積の比率。数値は、『日本農業基礎統計』(加用信文監修、農林水産業生産性向上会議、1958年)によった。当該年の値が得られない府県については、その前後の年の値を用いた。その値も得られない場合は、値の得られる年間の変動率を一定とみなして推計した値を用いた。

⑥ 商品生産度

『農商務統計表 第12次』に掲載されている1895年の「各府県重要生産物価額表」のなかの、特用農産物・製茶・生糸・絹織物・絹綿交織・綿織物・麻織物・和紙西洋紙・菜種油・生蠅・畳表莫離・莞筵・砂糖・清酒・刻煙草、以上の品目を農村的商品とみなし、その生産額合計を人口で除したもの商品生産度とした。

II-2. 基礎データ

以上のようにして算出したデータを〈表1〉に示す。なお、特殊な条件下に置かれていた北海道と沖縄は除いてある。

II-3. 考察

このデータを基礎に各項目間の相関を調べてみると、次のような結果が得られた。

① 1895年の就学率(A) と授業料との相関

$$r = 0.037$$

② 1899年の就学率(A) と授業料との相関

$$r = -0.23$$

③ 1895年の就学率(B) と小作地率との相関

$$r = -0.063$$

④ 1895年の就学率(B) と商品生産度との相関

$$r = 0.48$$

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

⑤ 不就学者減少率と授業料増加率との相関

$$r = -0.33$$

全国的にみて、1895年には、就学率と授業料ならびに小作地率とのあいだには、ほとんど相関がみられない(①③)のにたいして、商品生産度とのあいだにはかなりの相関がみられる(④)。この結果は、安川説の(1)と(4)には合致しているが、(2)とは整合していない。その原因については、1895年時点と安川が検討した1888年を比較すると、商品生産の発展が寄生地主制のそれを凌駕しており、そのために後者の就学抑制性が減殺されたものと推測しておく。このかぎりでは、1899年の相関をみると、 $r = -0.23$ が得られ、弱いながらも負の相関が認められる(②)。つまり、1895年から1899年にかけて、負の相関性が強まっている。このことは、この間の変動過程のなかで、授業料が何らかのインパクトを与えたのではないかということを予想させる。そこで、同期間における不就学者減少率と授業料増加率との相関をとてみると、 $r = -0.33$ となる(⑤)。この値は、授業料の徴収が就学行動を抑制する要因である可能性を示しているとみるとできるだろう。

まとめると、商品生産の発展が就学行動を主導し、就学率の上昇とともに、一方で小作地率との相関は弱まり、授業料との相関は強まる、ということになる⁶⁾。

上記の考察を補強するために、1895年の就学率(B)の順位と商品生産度の順位とのあいだに11以上の開きがあり、両者のあいだに有意な対応関係の認められない府県を対象として、同じ作業を行ってみることにする。(対象となる府県は、(表1)の府県名に下線を付した26府県である。グループSと総称する。)あらかじめ予測されることは、これらの府県においては、商品生産度との対応関係が希薄であるのだから、残る小作地率と授業料というメントが前面に出てくるだろうということである。結果は以下のとおり。

⑥ グループSにおける1895年の就学率(B)と小作地率との相関 $r = -0.29$

⑦ グループSにおける1895年の就学率(B)と小作地率との相関 $r = 0.092$

⑧ グループSにおける不就学者減少率と授業料増加率との相関 $r = 0.55$

この結果は、いずれも、先の考察に合致し、それを補強するものである。

*

以上の考察の結果からもわかるように、統計的検証は、安川説を部分的に肯定し、また部分的に否定している。しかし、この否定を、制度政策的要因の社会経済的要因

にたいする優越性を示しているとみなすのは、早計であろう。両要因は、独立して存在していたのではなく、相互に作用しあっていた、と考えられるからである。より実証的な検討が加えられなければならない。

III. 事例研究

以下、島根県と埼玉県の事例を検討する。この両県を選定した理由は、それにおける就学率上昇のテンポおよびそれをめぐる諸条件のあいだに、顕著な差異がみられるからである。(表2)は、1895年～1903年における就学率(B)、徴収授業料平均月額、無償席比率($q/p \times 100$)の推移を示している。なお、1895～1899年における不就学者減少率の順位は、島根：2位、埼玉：42位、1895年における小作地率の順位は、島根：40位、埼玉：18位、商品生産度の順位は、島根：37位、埼玉：11位である。

III-1. 島根県の場合

III-1-1. 就学率上昇の特徴と条件（全県的に）

島根県における就学状況にかんして特徴的なこととしては、(表2)にも明らかなように、他の多くの府県では1900～1902年のあいだに起こった就学行動の飛躍的進展をつうじて達成されたレベルに、すでに1900年までに漸次的に到達していたという点を挙げることができる。

ところが、島根県の社会経済的基盤についてみると、前掲のように、小作地率が最高位ランク、商品生産度が最下位ランクにそれぞれ位置しており、就学行動を促進するための社会経済的条件としては最悪である。にもかかわらず、他府県に先がけて就学率の上昇を達成できたのはなぜだろうか。とりあえず、そこには、制度政策的諸条件の介在が予測されうるだろう。そこで以下、当時の教育政策の特徴をみてみることにする。

島根県にあっては、以前から小学校維持経費を市町村費に依存する割合が相対的に高かった。他方、授業料や寄附金といった財源の占める割合は低く、授業料については、「之を徴せざればとて多くの経費を増重するに至らず之を集めざればとて経費を節減するに及ばず⁷⁾」という認識を生み出していた。また、ところによっては、就学奨励のための市町村費支出も行われており、生徒の弁当代を予算に計上する学区もあった⁸⁾。このような状況が、島根県における簡易科の普及を促した一つの要因であったと推測される。ちなみに、授業料不徴収の簡易科の設置を認める第一次小学校令の最終年度(1891年)に

において、尋常科と簡易科の生徒数の比は、全国平均が80：20であったのにたいして、島根県では51：49となっていた。

したがって、第二次小学校令によって、この簡易科が廃止された後の授業料政策には、県当局も苦慮したようである。1892年2月に制定された「小学校授業料規則」には、「学校基本財産ノ収入若クハ他ノ収入金ニ依リテ学校経費ヲ支弁スルニ足ル場合ニ於テハ監督官庁ノ許可ヲ得テ授業料ヲ徵収セサルコトヲ得」（第4条）と規定されていたが、翌93年3月の改正のさいに、「授業料徵収ノ為メ児童ノ就学ヲ妨ケル恐レアルトキ」という場合が付け加えられている⁹⁾。

ところが、この第4条は、同年6月には全面的に削除されてしまう。その理由は、町村財政に過度な負担をかけないかぎりで授業料不徵収を可とする同年5月の勅令「市町村立尋常小学校ニ就学スル児童ノ授業料ニ關スル件」の規定に抵触すると判断されたからであろう¹⁰⁾。しかしながら、現実に授業料不徵収が実施されるときの動機が就学の奨励にあり、勅令の規定する不徵収のための条件はたんなる方便となってしまっているということは明らかである。次に引用するのは、1894年に島根県秋鹿郡において指示された「教育事務要領」のなかの一節である。

多額ノ授業料ヲ徵収スルハ県下ノ情況ニ照シ困難ナルノミナラス少額ノ授業料スラ尚之ヲ徵収スルニ困ムノ町村ナキニアラサルカ如クナルヲ以テ成可授業料ノ額ヲ減少シ若クハ客年勅令第三拾四号第一条ニ依リ之ヲ以テ児童就学ノ便ヲ圖ルハ元ヨリ望ム所ナリ¹¹⁾

このようにして、島根県の就学率の伸びが全国平均のそれを遙かに凌ぐ起点を画する1895年には、不徵収席数は24328となり、かつての簡易科生徒数（1891年：24365）を回復した。そして、結果的には、同県における授業料制は、その徵収額の低さと無償席の多さにおいて、全国平均と著しい相違を呈し、第三次小学校令による授業料無償化措置を先取りする形となった。

授業料の他に、島根県の教育費政策の独自性をあらわしていると思われるものに、生徒給費がある。〈表3〉を参照されたい。

以上、島根県における制度政策的独自性について述べた。

III-1-2. 諸条件の相違と就学（郡毎に）

島根県全体としての就学状況の推移については前掲のとおりであるが、各郡毎にみると、それぞれの就学率上昇の仕方は一様でない。ここでは、この就学率上昇の仕方の違いと、それぞれの郡における諸条件の違いとのあいだの関連について考察する。対象となる郡は、能義、邇摩、美濃の三郡である。三郡における就学率の推移を〈表4〉に、社会経済的条件を〈表5〉に示す。

二つの〈表〉の対照からわかることは、就学率が顕著に上昇している能義と美濃の二郡は、商品生産力が高いか、あるいは地主制の発達度が低いかのいずれかの条件を備えており、そのいずれの条件をも欠いている邇摩郡において就学率の伸びが相対的に小さいということである。

次に、この三郡における無償席率をみてみると、能義：35.2%，邇摩：74.9%，美濃：78.0%となっており、就学率との関連は不明瞭である。

先に述べたところによると、府県間の比較において、社会経済的には就学行動の促進にとってきわめて不利な条件にあった島根県の就学率が、例外的に高いレベルにまで到達できたのは、これもまた例外的に先取りされた制度政策的措置に負うところが大きかったのではないか、と予測した。ところが、上の結果は、一方では商品生産力の発達度が就学率の上昇にとって卓越した要因であること、他方では授業料の徵収如何は就学行動に非関与的であることを示唆しているようにみえる。

しかし、不就学者の推移を考慮に入れると、様相が若干かわってくる。〈表6〉から、商品生産度の高い能義郡を別とすれば、邇摩郡と美濃郡の不就学者の減少の度合いはほぼ同程度であることがわかる。

*

本節の考察の結果を、仮説的にまとめると以下のようになる。

- i) 社会経済的基盤は、いわば初期条件として作用し、一定量の就学者のベースを形成する。この基盤の差異に対応して就学率の差異が生じる。
- ii) その後の就学状況にたいしては、まず第一に商品生産度が卓越した影響力をもつ。
- iii) 第二に、商品生産度が影響力をもちえない場合には、授業料不徵収は就学者の増加に影響力をもつ。ただし、初期条件下にすでに生じている差異、ならびに商品生産度に応じた差異に干渉されて、この授業料不徵収の影響力は就学率の表面にはあらわれない。

この仮説をもとに、対象とした三郡の就学状況をモデル化すると、[図1]のような図解を描くことができる。

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

きる。

III-2. 埼玉県の場合

III-2-1. 就学率の停滞

(表2)からわかるように、埼玉県における就学率は、1895年から1899年にかけて微増である。また、無償席はほとんど設けられていない。以下、都毎に、この期間の就学率の推移、地主制の発達状況、授業料徴収の状況、ならびに出席生徒数の増減を示す。

〈表7〉の(A)と(B)(C)から、就学率の高さと地主制の発達の程度とがほぼ反比例の関係を成していることがわかる¹²⁾。また、(A)と(D)からは、就学率の高さと授業料徴収額の多寡とのあいだには有意味な関連を見出すことができない。さらに、(E)により出席生徒数の増減をみると、最大の増加を示しているのは北葛飾郡であり(児玉郡の数値には疑問があるので除外する)、逆に減少幅が大きいのは北葛飾郡であるが、この両郡はともに地主制の相対的に発達した地方である。したがって、出席生徒数の増減と地主制の発達度とのあいだに何らかの対応関係を認めることはできない。北足立郡(現在の川口市から大宮市にあたる地域)の生徒数の増加は、大都市東京を控えての商業的農作物生産の増大との関連が推測される。

以上の考察から、この時期における就学状況の水準と社会経済的基盤との関係は、一定額の授業料徴収(負担)という条件のもとで、すなわち制度政策面の不作為という条件のもとで、ある種の均衡状態に達しているとみることができよう。そして、この事態は、前小節末に提示した仮説に合致する。

III-2-2. 社会経済的基盤と町村財政

これまでのところでは、地主制とか農村における商品生産力といった社会経済的基盤と授業料徴収如何といった制度政策的措置とを、それぞれ単独に取り扱ってきたが、ここでは、両者の関係を考察してみる。そのさい、着目するのは、町村財政構造にみられる地域間の相違である。

埼玉県下でも自作農家比率の高い秩父地方は、養蚕、製糸の盛んな土地柄であり、それらの生産がこの地方の社会経済的基盤の中核を成していた。秩父の製糸業は、「各農家ノ産繭ヲ以テ余業ノ如ク毎戸ニテ製造スル¹³⁾」という点に一つの特徴をもっており、1900年に至っても器械製糸は導入されず、座縫製糸による家内生産が主流を占めていた。したがって、全戸数の84パーセントが製糸業を営んでいた秩父郡において、この生糸は貨幣収入の貴重な源泉であった。その額は、恐慌のために生産価

額が前年の60パーセントにまで落ち込んだ1900年においてさえ、製糸戸数1戸平均389円であった¹⁴⁾。

一方、寄生地主化の進んでいる地域における経済的基盤のおよぼす影響は、どのような特徴をもっているのだろうか。南埼玉郡鷲宮村を例にとってみよう¹⁵⁾。県下でも最も寄生地主化の進んだ北葛飾郡に隣接している鷲宮村は、その小作地率は未詳であるが、村財政の歳入構成が後述の北葛飾郡におけるそれと類似しており¹⁶⁾、また田畠総面積の31パーセントが他村地主の小作地となっていることから、この鷲宮村を寄生地主化の進んだ地域の一例とみることは不当ではないだろう。

『鷲宮村々是』によると、年季雇入の労銀は63.5円(1901年)、また農工商を含む村の生産総額¹⁷⁾を総戸数で除した1戸平均生産額は236円(1902年)となっている。これらの額を先の秩父郡における製糸のみの生産額と比較するだけでも、その差は歴然としている。この差から、両地域間に存する商品経済の浸透度、および家計における貨幣支出能力の格差を推測することは可能であろう。

つぎに、町村費の歳入構成に目を向けてみよう。当時の市町村財政制度とその運営実態については、一般に、

明治二一年の市町村制では、市町村の収入として、財産収入、使用料手数料、科料、過滞金、市町村税および夫役現品をあげたが、市町村税や夫役現品は、他の収入で不足する場合の最後の財源とした。しかし実際には、財産収入、使用料手数料などは、きわめて少額であった¹⁸⁾。

といわれている。

〈表8〉は、1896年度における秩父郡、北足立郡、北葛飾郡の町村費歳入構成を示したものである。これによると、町村税および夫役、現品の歳入総額に占める比率は、秩父郡：75.1%、北足立郡：63.4%、北葛飾郡：56.9%であり、町村制の意図に反して、町村財政におけるこれらの補助財源の比重はきわめて大きいものであったことがわかる。これはまた、地主制の発達度にかかわりなくみられる傾向である。

ところが、町村税収入の構成に注目すると、そこには明瞭な相違が認められる。すなわち、秩父郡では戸別割による徴収額の占める比率が大きいのにたいして、北葛飾郡では戸別割の比率は小さく、地価割および夫役・現品による収人が多いという点で対照的である。北足立郡は両者の中間に位置している。ここに、地主制の発達度の違いがあらわれている。さらに、1戸あたりの平均戸別徴収額を算出してみると、秩父郡：2.189円、北葛飾郡：0.373円となる。この結果は、たんに課税の軽重を

示しているのみならず、各戸の負担能力の格差をも反映しているとみることができよう。

社会経済的基盤の違いは、以上のような財政構造上の特色をもたらすのであるが、では、そのような財政構造のもとで、小学校教育に不可欠な経費はどのように支弁されていただろうか。〈表9〉は、小学校経費の収入構成の推移を示したものである。この表によれば、秩父郡では授業料収入の占める割合が小さく、総経費の7割以上を町村税で賄っているのにたいして、北葛飾郡においては授業料収入が総経費の4割以上を占めている。両郡間に生じているこのような違いは、これまで述べてきた社会経済的基盤に加えて、この基盤の差異をそのまま反映するような特殊な財政制度を顧みることによって説明されるだろう。つまり、「地価割の軽減、戸数割の重課」という構造をもつこの町村税のありかた¹⁹⁾のもとでは、一定の限度内ではあるが、「戸数割の重課」をなしうる地域では授業料収入への依存度を相対的に低くおさえることが可能であり、逆にそれをしえない地域にあっては授業料収入への依存度が高くなるをえない、という関係をこの経費収入構成の違いから読み取ることができる。

上に述べてきたことを要約すれば、寄生地主制の発達度あるいは商品生産力の如何といった社会経済的基盤は、町村財政の歳入構成とその規模、小学校経費の収入構成、家計における貨幣支出能力などを媒介として、就学行動をいわば間接的に規定するということ、言い換えれば、社会経済的基盤が就学行動を規定するといつても、その規定の仕方には、制度政策的なものを経由するというルートも考慮に入れる必要があるということになろう。

もちろん、これは一つの規定の仕方であって、社会経済的基盤が、そのもとで生きている人々の生活形態や彼らの意識にたいして、別の仕方で影響を与えたであろうことは想像に難くない。

IV. 就学行動と民衆の意識

本節で考察するのは、就学行動の第一次的な動因としての民衆の教育（学校）にたいする意識と、社会経済的基盤との一般的な関係である。ここでいう民衆とは、具体的にはもっぱら小作農民を指している。1899年度以降、それまで就学状況の停滞を破って就学率を押し上げたのは、この小作農民子弟と女子の児童によるところが大きかった。

V-1. 安川説への疑問

安川は、「就学を規制する基本的な要因」は、「貧富」という経済的要因に大きく左右されながらも、ときにはその規制のワクさえはみだすところの民衆の『教育ノ福利』『教育ノ必要』にたいする自生的な自覚のそれなりの成長である²⁰⁾と指摘し、農業における商品生産はこの「自覚」を促進するが、寄生地主制は逆にこの「自覚」を抑制する、と把握している。そして、「民衆が一般的に『教育ノ福利』『教育ノ必要』を自覚するようになってくると、今度は、[…]、むしろ貧困が就学を促進するというパラドックスさえ成立する²¹⁾」とされる。

しかし、安川がいうように、小作農民には、「自生的な『教育ノ福利』『教育ノ必要』への自覚のうまれる余地のなかった²²⁾」とすれば、この「パラドックス」の生まれる余地はどこにあるのだろうか。論理の自家撞着ではないのか。これを解決するためには、そのような「自覚」の芽生えてくる過程と構造とが明らかにされなければならなかつたはずである。

ところが、安川は、この問題について、格別の言及は行っていない。そして、この小作農民子弟によって担われることになる就学率の急上昇に至る時期の社会的構造の変化について、次のように述べる。「[…]、日清戦争の勝利を重要な跳躍台として、紡績業を先導にしながら、産業革命が早熟的に進行し、寄生地主制にかわって、日本の資本主義的生産様式がわが国の経費体制の支配的地位をしめはじめるとともに、就学率は『急上昇期』をむかえたのである²³⁾」と。この引用文では、寄生地主制と資本主義的生産様式とは、あたかも歴史上段階的に継起する異なった二つの経済体制の徵表として扱われている。しかし、この歴史認識には疑問がある。なぜなら、日本資本主義の確立と寄生地主制とは不可分の関係を保っていたからである。すなわち、「産業資本主義確立期とは、寄生地主的土地所有が、文字どおり日本資本主義の不可欠の一環として構造的に定置されていく過程にはかならず、また逆に寄生地主制を不可欠の構造的一環に組み込むことによってはじめて日本資本主義は確立の基礎をえた²⁴⁾」のである。小作農民の教育的「自覚」の過程と構造とを不間に付したことは、寄生地主制を歴史の後景に退けてしまっている安川の歴史認識と表裏をしているといえよう。

「就学の社会経済的分析」を標榜する安川の方法上の難点は、就学行動を規定している社会経済的要因とみなされている農業における商品生産、寄生地主制および資本制生産が、相互に孤立的に措定され、とくに寄生地主制が、他の二要因と対抗的にのみ位置づけられていると

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

ころにある、と思われる。そこで以下、農業における商品生産とそれにともなう農村的貨幣経済の浸透という事態を軸に据えながら、社会的存在としての小作農民と彼らの意識のあり方について考察していくことにする。

IV-2. 小作農民経営の特質と農民の意識

小作農民には「教育ノ必要」にたいする「自覚」の生まれる客観的根拠が欠けていたという安川の判断は、小作農民が「地租改正後商品経済にいりこむことなく、徳川時代と変わらず、小作料を現物で地主に納入するに過ぎなかった²⁵⁾」という歴史認識にもとづいている。しかし、この認識は、地主制の現実的基礎となっている小農民経営のもつ「特定の歴史的規定」を無視したものといわざるをえない。その歴史的規定とは、次のような規定である。

地主制の基礎をなす小農民経営の特質は、一定程度の社会的分業にもとづく商品経済にまきこまれていること、商品生産的経営であることである。[…]。そこでは商品経済の法則が具体物の規定の一契機となっている。すなわち小農民経営は自給経営と商品生産経営との対立的二契機の統一體である。[…].しかしながらこの商品生産の契機は総体としての小農民経営を全体的に規定する要素たりえず、その意味での商品経済が全規定的要素たる資本主義的生産様式と対比される²⁶⁾。

しかも、この「地主制下の小農民経営が、自然経済の契機との対立的二契機の統一物として構造的に自己を確立したのが、ほかならぬ産業的革命期であった²⁷⁾」のである。

以上のような地主制史研究の成果に照らすと、1900年前後における就学率の上昇と産業革命の進行との時期的な一致は、たんなる偶然ではない。すなわち、「資本市場」、「労働市場」、「商品市場」という三つの「結合環」によって日本資本主義確立過程に構造的に定位する寄生地主制²⁸⁾は、商品生産経営を一契機とする小農民経営を基礎として存立しており、そして前節までに明らかになったように、この商品生産にこそ就学行動に結びつく教育意識を喚起する鍵の一つが潜んでいる、とみられるからである。

では、そのような小農民経営における商品生産の規定性とはいかなるものであろうか、農村的貨幣経済の浸透は農民の生活と意識にいかなる刻印をしるすのであろうか²⁹⁾。このことを考えるために、商品生産・交換過程の特質をみてみることにする。

一般に、「AおよびBなる物は [...] 交換によって初

めて商品となる³⁰⁾」のであるが、経済的諸関係の具体的現象形態としては、商品の所有者どうしの「事実上の意思関係」をその「媒介的メント」としている³¹⁾。そして同時に、「この意思関係は、そこに反映されるところの、あるいは、その内容をなすところの、経済的関係の性格に規定されて、平等な人格者のあいだの自由な意思関係としてあらわれる³²⁾」。この人格的に平等な意思関係は、小農民経営における商品生産・交換過程においても一般的に妥当すると考えられ、したがって、それは、封建的な人格的隸属関係を解体する起動力となる。そして、この人格的平等の観念は、なによりも当の商品生産者である農民の意識に作用し、これを変革するであろう。

初等教育段階における課程編成が一元化され、教育機会の形式的平等化を助長する施策が準備され、さらに全般的な学校階梯整備にともなう「段階的学歴主義³³⁾」が形成されるとき、上の意識は、比較的容易に、就学行動を促進する意識を惹起することになる。

この教育制度は、「あくまでも作られた制度として、現実を『距離』をとおして構成するもの」であり、「経験的な世界にたいして『距離』をもって存在する」ところの「フィクショナルな実在」である³⁴⁾。法律的規範は、個人の平等な法人格性と機会の均等を當為として指示しているだけで、明示的に「教育ノ福利」が要請されているわけではない。しかし、「距離」を内在化した制度は、「この『距離』をかいして法律にたいする評価の領分と関わっている³⁵⁾」。小農民経営という経済制度に位置している個人が、上のような人為・虚構的な教育制度と向き合うとき、そこに「教育ノ福利」の意識が生まれる可能性があるのである。

V. おわりに

本稿は、今日的教育形態を成り立たせている就学という行為が、いかにして生じるのかということについて、検討を加えてきた。そのさい、至るところで、安川の先行研究を分析の出発点としてきた。その結果は、すでに本文で述べたとおりである。安川の研究は、就学行動に影響をおよぼす社会経済的側面を実証的に考察した画期的な労作であった。だが、それは「教育行政的偏向・教育政策的偏向」批判というモティーフに「偏向」するあまり、逆に制度政策的側面を過小評価する傾向にあったようと思われる。この点にかかわって、本稿は、まず、授業料の徵収如何という制度政策的側面が、就学行動とけっして無関係ではなかったということを明らかにするとともに、就学率という指標に一括して含まれている社

会経済的要因と制度政策的要因とを、分析的に説明するモデルを仮設した。次いで、社会経済的基盤が直接的に作用する場面とは別の、制度政策的措置を介して作用する場面があることを示した。そして最後に、就学行動を促した意識を小作農民がいかにして抱くにいたるのかということを説明するための理論的枠組みを、一般的な形ではあるが組み立てることを試みた。

しかし、本稿は、前半の実証研究と後半の理論的仮説とがいまだに整合しないという点で完結していない。具

体的にいうならば、前半で主たる検討の対象となっている授業料が、経済的負担という量的側面にかぎって取り扱われており、後半における民衆の教育観と必然的な関係をもつものとしては取り扱われていない、ということである。つまり、本稿で言及されている授業料の問題は、これだけでは経済的負担一般の議論に解消されかねないものである。そこで、授業料を教育研究の独自の概念にまで練り上げ、教育そのものと有機的な関連をもたせることが残された課題となる。

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

(表 1) 基礎データ

	就学率 (A)		授業料		不就学 減少率	授業料 増加率	就学率 (B)		小作地率		商品生 産度 95
	1895	1899	1895	1899			1895	1899	1895	1899	
東京	25.3	31.2	.187	.231	17.0	23.5	39.7	46.2	43.5	42.0	124.99
神奈川	48.7	57.4	.083	.108	26.2	29.3	52.5	59.6	41.1	45.3	41.00
新潟	35.1	39.7	.032	.038	29.0	18.3	35.4	40.1	48.4	52.9	32.90
埼玉	40.3	44.1	.073	.083	15.1	13.0	40.3	44.2	39.4	42.9	79.63
千葉	46.5	53.4	.065	.079	24.1	21.5	46.6	53.5	46.9	49.6	30.84
茨城	43.1	53.6	.077	.097	30.1	26.1	43.3	53.9	34.9	36.6	32.72
群馬	49.3	54.9	.082	.078	23.8	-5.9	49.5	55.3	38.4	38.7	193.11
栃木	43.7	51.7	.064	.075	30.3	17.8	44.5	52.5	31.3	32.3	93.82
静岡	48.3	56.0	.060	.088	20.3	47.0	48.3	56.3	45.9	49.5	63.49
山梨	40.3	43.6	.048	.049	19.8	2.5	40.3	43.9	51.7	53.7	101.44
長野	49.3	57.7	.171	.095	28.6	-44.3	49.4	57.9	37.2	38.8	114.39
宮城	51.4	55.4	.083	.082	19.6	-1.1	51.7	55.9	36.0	35.3	32.33
福島	41.2	45.2	.047	.056	10.2	20.1	41.2	45.4	21.1	23.7	70.14
岩手	40.0	43.5	.044	.049	15.9	11.1	40.3	44.0	23.7	25.5	23.21
青森	31.6	39.6	.032	.026	24.6	-19.3	31.8	40.0	32.2	33.7	19.43
山形	42.7	49.9	.040	.053	22.6	32.7	43.0	50.2	38.6	39.7	63.38
秋田	35.7	45.1	.051	.055	30.6	6.8	35.8	45.3	47.1	47.9	16.92
京都	48.6	61.7	.068	.074	39.5	9.2	48.6	62.0	40.3	40.3	273.79
大阪	45.5	54.1	.075	.087	27.3	16.6	45.7	54.6	58.4	58.6	58.05
兵庫	37.6	51.4	.064	.065	32.1	1.1	37.6	51.8	50.4	51.2	53.33
奈良	51.6	74.6	.042	.049	64.4	17.4	51.6	75.0	40.5	43.6	94.56
三重	51.7	57.5	.047	.044	27.6	-6.2	51.7	57.7	41.1	43.0	57.04
愛知	43.0	52.4	.045	.056	30.6	24.0	43.0	52.6	46.3	47.8	52.98
滋賀	50.3	60.9	.045	.041	53.0	-8.9	50.3	61.1	37.9	43.2	63.23
岐阜	41.3	52.6	.044	.049	35.1	13.3	41.3	52.8	44.2	45.0	88.22
福井	40.7	51.9	.032	.034	36.1	8.9	40.7	52.2	42.8	43.3	119.49
石川	45.9	53.4	.033	.041	25.6	26.2	46.2	53.7	39.3	36.7	50.61
富山	43.8	54.7	.033	.035	36.8	6.4	43.9	54.9	63.7	55.2	39.83
和歌山	38.6	51.9	.050	.066	38.5	31.7	38.6	52.2	42.2	40.7	90.95
鳥取	36.8	43.9	.044	.049	14.7	10.4	36.8	44.1	54.0	54.6	46.45
島根	43.3	67.1	.020	.014	60.9	-33.3	43.6	67.5	51.1	52.1	24.98
岡山	40.5	58.3	.046	.052	32.6	12.9	40.5	58.6	47.3	49.0	47.97
広島	38.0	47.9	.037	.044	36.1	20.8	38.2	48.6	39.0	41.2	34.66
山口	49.2	61.7	.051	.051	36.9	-0.2	49.2	62.0	40.5	40.8	29.15
徳島	33.1	40.3	.045	.040	28.6	-9.6	33.1	40.6	42.1	40.0	64.45
香川	38.6	55.7	.041	.039	52.4	-5.2	38.6	56.0	63.1	64.6	61.71
愛媛	36.4	52.9	.039	.044	40.0	12.5	36.5	53.5	46.0	45.7	56.86
高知	42.1	56.8	.065	.067	45.4	3.6	42.1	57.1	28.3	27.6	46.39
長崎	37.4	48.0	.036	.041	27.3	14.6	37.6	48.4	40.3	38.3	15.39
福岡	42.0	62.5	.045	.049	53.8	7.7	42.1	62.7	49.0	49.4	63.32
大分	35.8	46.4	.033	.034	34.5	30.6	35.8	46.6	39.0	39.0	22.55
佐賀	42.8	55.1	.065	.069	33.3	6.8	42.8	55.4	33.0	39.1	23.66
熊本	43.2	54.2	.048	.056	40.4	17.2	43.3	54.4	40.9	43.6	25.89
宮崎	38.6	43.4	.014	.019	12.6	31.2	38.7	44.0	37.2	35.8	18.32
鹿児島	35.2	55.9	.031	.028	52.0	-7.9	35.2	59.0	29.1	31.3	15.46

〈表2〉島根県と埼玉県の就学率・授業料平均月額・無償席比率

	就学率(B)			授業料平均月額			無償席比率		
	島根	埼玉	全国	島根	埼玉	全国	島根	埼玉	全国
1895	43.6	40.3	41.8	.038	.074	.064	46.4	1.2	11.4
1896	50.8	40.7	44.5	.036	.072	.062	51.5	0.5	11.8
1897	57.7	41.2	46.4	.048	.074	.068	56.4	0.9	12.4
1898	60.2	42.5	48.1	.038	.089	.071	61.3	0.4	13.3
1899	67.5	44.2	51.7	.039	.085	.073	65.2	2.8	14.0
1900	74.3	55.7	61.1	.043	.078	.065	70.1	0.6	21.2
1901	75.3	77.5	69.4	—	—	—	100	100	85.2
1902	80.4	80.4	74.9	—	—	—	100	100	86.4
1903	83.1	83.0	77.8	—	—	—	100	100	86.7

* 各年度「文部省年報」より算出。

〈表3〉町村立小学校費支出総額に占める生徒給費額の比率

	1895	1897	1899
島根県	2.56 %	4.19 %	5.80 %
全 国	1.70 %	1.73 %	2.29 %

* 各年度「文部省年報」より算出。

〈表4〉島根県三郡の就学率

	能義	邇摩	美濃
1893	42.4	32.3	37.5
1895	42.3	39.2	44.9
1897	63.4	45.5	63.9
1899	73.6	55.1	72.4

〈表6〉島根三郡の不就学者の推移

	不就学者数		減少率
	1895	1899	
能義	1428	446	68.8%
邇摩	2130	1073	49.6
美濃	1673	810	51.6

* <表4><表6>は、各年度「島根県学事年報」より算出。ただし、<表4>の1897年度は「島根県統計書」からの推計値。

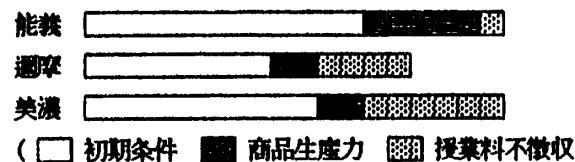
教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

〈表 5〉島根県三郡の社会経済的基盤

	年度	小作地率	自作人	自小作人	小作人	商品生産度(1897)
能 義	1892	52.7 %	26.7 %	43.0 %	30.2 %	19.05 円
	1902	64.8	17.1	39.4	43.5	
邇 摩	1892	61.0	22.2	31.9	45.9	7.47
	1902	64.0	25.9	22.3	51.8	
美 濃	1892	35.3	46.2	37.4	16.4	8.86
	1902	38.9	42.0	35.6	21.4	

* 各年度「島根県農工商統計表」より算出。

〈図 1〉就学状況モデル



(□ 初期条件 ■ 商品生産力 ■■ 授業料不徴収)

〈表 7〉埼玉県各郡の就学率の推移 (A)・1903年における小作地率 (B)・小作農家率 (C)・授業料平均月額の推移・出席生徒数の増減 (E: 1895年度を100とした場合の1899年度の指數)

	北足立	入間	比企	秩父	児玉	大里	北埼玉	南埼玉	北葛飾
(A) 1895	36.1 %	47.9	38.8	46.7	43.7	38.5	40.6	36.4	37.7
	1897	37.1	50.1	42.0	48.4	45.0	35.6	40.8	40.7
	1899	42.0	51.1	41.0	49.0	54.2(?)	36.7	43.0	41.4
(B)	44.2 %	25.4	38.7	31.4	35.1	35.7	43.2	48.4	49.9
(C)	62.6 %	33.3	56.2	21.0	49.9	62.5	46.3	60.0	80.2
(D) 1895	.079 円	.080	.073	.045	.071	.076	.073	.077	.072
	1897	.080	.081	.073	.043	.065	.082	.065	.076
	1899	.110	.079	.074	.047	.071	.085	.084	.084
(E)	112.5	106.3	99.8	102.4	125.2(?)	94.8	96.5	105.0	93.3

* (A) (D) (E) は各年度「埼玉県学事年報」より算出。 (B) (C) は「埼玉県統計書」による。

〈表8〉埼玉県三郡の町村費歳入構成(1896年度)

	秩父郡	北足立郡	北葛飾郡
財産収入	195,630円	1224,805円	265,499円
使用料及手数料	15,030	27,310	
雑収入	4374,755	21815,670	7667,846
(授業料)	(3836,068)	(19773,679)	(7222,751)
繰越金	1729,436	5119,459	1101,774
地方税より補助		4665,996	8321,196
寄附金	2990,015	6081,289	8845,376
国及県の交付金	644,284	2060,749	863,503
町村税	36032,988	71333,664	30639,656
(地価割)	(6409,276)	(41554,778)	(24537,217)
(営業割)	(1299,287)	(4316,657)	(1399,846)
(戸別割)	(28254,000)	(18035,768)	(3864,435)
(反別割)		(6906,973)	(838,158)
(所得税割)	(70,425)	(399,188)	
(財産割)		(120,000)	
夫役品			4261,601
現品			2288,181
借入金		10,000	
合計	47982,138	112528,942	65154,632

* 埼玉県行政文書 明2072-2 「明治二十九年度町村費歳入出決算郡別表」より。

〈表9〉秩父郡と北葛飾郡における小学校経費の収入構成

	秩父郡			北葛飾郡		
	総額	授業料	町村税	総額	授業料	町村税
1894	18075円	3264 (18%)	14059 (78%)	196474円	7986 (41%)	7590 (39%)
1896	22451	3904 (18%)	16385 (73%)	21636	8803 (41%)	8365 (39%)
1898	24435	4147 (17%)	18363 (75%)	24199	9982 (41%)	12042 (50%)

* 1894年度は「埼玉県統計書」、1896・1898年度は「埼玉県学事年報」による。

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

〈表10〉 就学実態指標の対比

	実質就学率	就学率 (B)	無償席比率
1897	53.2 %	46.4 %	12.4 %
1898	55.2	48.1	13.3
1899	59.6 (63.9)	51.7 (57.9)	14.0
1900	67.8	61.1	21.2
1901	74.2	69.4	85.2

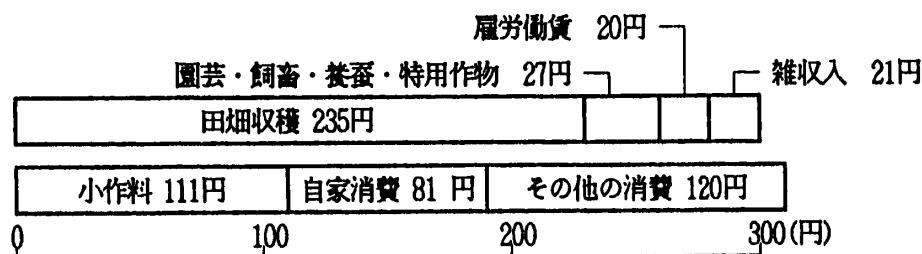
* 各年度「文部省年報」より算出。

〈表11〉 豊富村予算 (1898年度)

財産 収入	23.253 円	村 稅	2062.429
雑 収 入	279.920	(地価割)	(1311.698)
繰 越 金	2.079	(営業割)	(56.357)
寄 附 金	477.841	(戸別割)	(103.000)
国県交付金	6.034	(反別割)	(591.374)
		合 計	2872.680

* 埼玉県行政文書 明2126-13 「明治三十一年度南埼玉郡
町村歳入出予算表」より。

〈図 2〉 農村的貨幣経済のサンプル



* 斎藤萬吉『日本農業の経済的変遷』(1913年) 所載の小作農家家計表より作成。
東北・関西27ヶ村における1899年分の調査の平均である。

〈註〉

- 1) 教育史研究者によれば、この時期の改革は、「天皇制と『産業化』とを教育の場において構造化した改革であったから、[…]、『学制』以来の普通教育制度建設の総仕上げになると同時に、第二次大戦今までこの国に特有であった『近代』教育制度の、実質上の出発点」(佐藤秀夫・寺崎昌男「経済の発展と教育の整備」、『教育学全集』3／近代教育史、小学館、1958年、83ページ、佐藤執筆部分)として位置づけられている。さらにこの時期は、経済史の分野では、産業革命が進行して日本資本主義が確立する時期にあたっており、また法制史の分野でも、「日本資本主義社会を総括するもの」としての「明治三二年体制」(利谷信義「近代法体系の成立」、『岩波講座日本歴史』16／近代3、岩波書店、1976年、135ページ)が登場する時期にあたっている。総じてこの時期は、明治維新から第二次大戦に至るわが国の戦前史における一つの重大な画期(それ以前の歴史的総括であり、かつその後に展開するものを萌芽的・包括的に含んだものとしての)とみなされている。
- 2) 安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察—明治期兵庫県下小学校を中心として—」(『教育学研究』第29巻・第3号、1962年)、同「義務教育就学の史的分析—資本主義の生成と寄生地主制—」(『日本の教育史学』第7集、1964年)、同「義務教育就学の史的分析II—教育史研究の分析視角について—」(『市郷学園短期大学開学記念論叢』、1965年)。
- 3) たとえば、『埼玉県教育史』は、「[…]義務教育である尋常小学校の授業料を廃止したことは、その後、就学率を飛躍的に上昇させる根因となった」と述べているのにたいして、『青森県教育史』には、「[…]授業料廃止による就学率の増加は目に見えるほどの効果をあらわすことがなかった」と記されている。
- 4) 一例を挙げれば、森川輝紀「進級・卒業判定考—義務教育の展開と原級留置(落第者)一」(『日本教育史研究』第1号、1982年)のなかに、そのような記述がある。同誌でこの論文を論評している安川は、それが論証抜きであると難じている。
- 5) 安川、前掲「義務教育就学の史的分析II」、94ページ。
- 6) 授業料が就学には影響を与えないという安川の主張のもう一つの根拠は、「授業料徴収の廃止は、1900年からではなく、1901年から実施されており」、

就学率は、「1899年から『急上昇期』をむかえており、新『小学校令』の実施によって、急激な上昇を開始したのではない」(安川、同上論文、98ページ)、という点にある。しかし、〈表10〉を参照されたい。本稿が採用している就学率(B)によれば、就学率の急上昇は、1900年から生じているとみるほうが妥当であろう。また、1900年度には、学齢簿の整理によって学齢児童数に大幅な減少(1899年度: 709,743人 → 1900年度: 653,127人)をきたしている。そこで、1900年度の学齢児童数を1899年に適用して試算した就学率が〈表〉の括弧内の数値である。修正前には、1900年度の上昇は、1901年度のそれに匹敵する程の大幅なものであったが、修正後にはかなり低くなっていることが読み取れよう。さらに、第三次小学校令の授業料不徴収規定の実態は確かに1901年度からと定められてはいたが、無償席比率は1900年度においてすでに増加の徵候をみせている。このことはむしろ、就学率の上昇と授業料無償化とのあいだになんらかの積極的な関連性を予想させるものといえよう。

- 7) 『山陰新聞』、1886年4月24日、「新定小学校令を読む」。
- 8) 同上、1886年1月18日、「貧者は弁当に及ばず」。
- 9) 1892年2月29日の「県令第24号」、および1893年3月1日の「県令第29号」(『島根県近代教育史』第四巻/資料、1978年、20—21ページ)。
- 10) 同勅令によれば、以下の要件を満たす場合には、市町村議会によって尋常小学校の授業料を不徴収とするとことができるとされていた。
 - 一 学校基本財産ノ収入又ハ寄附金ニ依リ設備及維持ニ供給スルニ足ルトキ
 - 二 設備及維持ニ供給スル為ニ市町村ノ資力ニ対シ市町村税ヲ過度ニ賦課スルニ至ラサルトキ
 つまり、財源が潤沢である場合にのみ授業料不徴収が許されるというのが、その主旨であった。
- 11) 1894年8月15日、「島根県秋鹿意宇郡内訓第155号」(前掲『島根県近代教育史』第四巻、174ページ)。
- 12) 以下の記述は、このことを要領よく把握した指摘となっている。

「[…]郡ニ就テ彼此相対比較スレハ諸般ノ点ニ於テ西部及北部ハ優位ヲ占メ東部及南部ハ通次劣等ニ位スルモノ、如ク秩父山脈ニ接通セル山地ヨリ次第低下シテ荒川ノ灌域ニ至リ宛モ地勢ノ傾斜ト相伴ヒテ高下シ衆議院議員県会議員等ノ選被選

教育制度研究における社会経済的基盤の位置について

- 举権ヲ有スルモノ、多寡ト反比例ヲナス」(入間郡教育会『埼玉県入間郡教育会第二回会報』, 1901年, 34ページ).
- 13) 『埼玉県勧業年報』明治三十五年, 86ページ.
- 14) 『埼玉県統計書』明治三十三年, 166—168ページ.
- 15) ここで利用する資料は, 1902年に実施された調査の結果を収めてある『埼玉県南埼玉郡鷺宮村々是』(鷺宮村是調査会, 1908年)である.
- 16) 鷺宮村の1898年度予算を〈表11〉に掲げておく.
- 17) ここで生産物の項目として挙げられているのは, 農産物・工産物・商業収得・各種ノ副業・雑業・副産物・労力である. このうち, 商業収得とは売上金額から仕入金額を差し引いたもの, 副産物とは自然肥料類, 雑業・労力とは官公吏, 各種技能職および単純肉体労働者の収入をいう.
- 18) 藤田武夫『現代日本地方財政史』上巻, 日本評論社, 1976年, 22ページ.
- 19) 大島美津子『明治の村』, 教育社, 1977年, 182ページ.
- 20) 安川, 前掲「義務教育就学の史的分析Ⅱ」, 110ページ.
- 21) 同上, 111ページ.
- 22) 安川, 前掲「義務教育就学の史的分析」, 48ページ.
- 23) 安川, 前掲「義務教育就学の史的分析Ⅱ」, 111ページ.
- 24) 中村政則『近代日本地主制史研究—資本主義と地主制—』, 東京大学出版会, 1979年, 81ページ(下線部は原文では傍点).
- 25) 安川, 前掲「義務教育就学の史的分析」, 48—49ページ.
- 26) 大石嘉一郎「農民分解の論理と形態—いわゆる『寄生地主制』の研究のための一試論—」(福島大学経済学会『商学論集』第26巻・第1号, 1957年, 156—157ページ).
- 27) 中村, 前掲書, 401ページ.
- 28) 同上, 4ページ.
- 29) 当時の農村的貨幣経済の一つのサンプルを〔図2〕に示しておこう.
- 30) カール・マルクス『資本論』, 長谷部文雄訳, 角川文庫版(一), 139—140ページ.
- 31) 藤田勇『法と経済の一般理論』, 日本評論社, 1974年, 183ページ.
- 32) 深谷昌志『学歴主義の系譜』, 黎明書房, 1969年, 第4章, によれば, この「段階的学歴主義」が形成されるのは, 明治20年代後半から同30年代にかけてのこととされている.
- 33) 土屋恵一郎『社会のレトリック—法のドラマトゥルギー』, 新曜社, 1985年, 84—85ページ.
- 35) 同上, 86ページ.

(1987年7月31日受理)